

植草学園大学・植草学園短期大学における公的研究費の使用に関する行動規範

平成27年3月30日理事会承認

この行動規範は、公的研究費を使用する上での学校法人植草学園としての取り組みの指針を定めるものである。

第1 公的研究費に関わる教員、職員及び学生（以下、これらを「教員等」という。）は、公的研究費の使用にあたって、当該費用の配分機関が定める各種規則及び学園が定める規程等の使用ルール、その他関係する法令・通知等を遵守するとともに、常に説明責任を果たすものとして行動する。

第2 教員等は、公的研究費の原資が国民の税金等で賄われていることを認識し、教員においては適正かつ計画的・効率的な使用に努め、事務職員においては機関管理の主体的な役割を担うものとする。

第3 教員等研究者は、研究費が公的資金によるものであり、機関による管理が必要であるという原則を自覚して行動する。

第4 事務職員は、専門的能力をもって公的研究費の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあることを自覚して行動する。

第5 教員等は、公的研究費の不適切な使用が当事者のみの問題にとどまらず、学園におけるすべての教育研究に対する深刻な影響、更には研究費の使用そのものに対する国民の不信等を招く重大な事態であることを十分に自覚し、別に定める公的研究費の使用に関する不正防止計画をふまえて行動する。

第6 この行動規範の改廃は、理事長が理事会の承認を得て行う。